

郡山市認可保育所等への新規参入施設等巡回支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において新規に認可保育所等（次条各号に掲げる施設又は事業をいう。以下同じ。）の運営に参入した者（以下「新規参入施設等」という。）を巡回し、認可保育所等の運営等に関する助言及び提言を行うこと（以下「巡回支援」という。）により、新規参入施設等の円滑な運営及び保育の質の向上を図り、もって本市における子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 巡回支援の対象となる新規参入施設等は、次の各号のいずれかに該当する施設又は者のうち、次条の規定による申込みの時点において、認可後1年を経過していないものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 児童福祉法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者
- (4) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者

(支援内容等)

第3条 市長は、巡回支援として、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 対象の新規参入施設等を訪問し、保護者又は地域住民との関係構築、利用児童への対応等、認可保育所等の円滑な運営等について、新規参入施設等の取り組み状況を調査すること。
- (2) 前号の調査結果に基づき、対象の新規参入施設等に対し、保護者又は地域住民との関係構築、利用児童への対応等、認可保育所等の円滑な運営等のため、必要と考えらえる具体的な支援計画を提案すること。
- (3) 前号の支援計画に基づき、対象の新規参入施設等を訪問し、保護者又は地域住民との関係構築、利用児童への対応等、認可保育所等の円滑な運営等のため、必要な助言及び提言を行うとともに、必要に応じ具体的な改善策を提案すること。
- (4) 対象の新規参入施設等からの相談に応じ、必要な助言及び提言を行うこと。

2 前項の支援は、次の各号のいずれかに該当する者2名以上による支援チームを組織することができる団体に市が委託し、実施するものとする。

- (1) 認可保育所等における保育士として2年以上従事した者で、保育に関する専門的な知識を有するとともに実務に精通し、経験に基づいた適切な助言及び提言を行うことができると認められる者
- (2) 福祉分野における法人経営者として2年以上従事した者で、法人経営に関する専門的な知識を有するとともに実務に精通し、経験に基づいた適切な助言及び提言を行うことができると認められる者

(申込み)

第4条 巡回支援を受けようとする者は、新規参入施設等巡回支援申込書（第1号様式）により、市長に申込まなければならない。

(巡回支援の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申込みを受けたときは、巡回支援の実施の適否を決定するものとし、当該決定の内容を新規参入施設等巡回支援決定通知（第2号様式）により、当該申込者

に通知しなければならない。

(巡回支援の確認)

第6条 第3条第1項各号に規定する巡回支援を受けた新規参入施設等は、支援を受けた内容について、市長が別に定める用紙に記名押印し、確認するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、巡回支援の事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

新規参入施設等巡回支援申込書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
代表者の職氏名

郡山市認可保育所等への新規参入施設等巡回支援事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、同要綱第3条第1項に規定する支援の実施のために、同条第2項に規定する支援チームが記録した事項を市から委託を受けた受注者が市長に報告することについて、同意します。

記

1 巡回支援を受けようとする施設等

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 代表者氏名

2 巡回支援を受けようとする理由

3 特記事項

第2号様式（第5条関係）

新規参入施設等巡回支援決定通知書

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の職氏名

様

郡山市長

印

年 月 日付けの巡回支援の申込みについて、次のとおり決定したので、郡山市認可
保育所等への新規参入施設等巡回支援事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

1 巡回支援の実施を決定した施設

(1) 所在地

(2) 名称

(3) 代表者氏名

2 巡回支援の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 市が委託し、巡回支援を実施する者

4 特記事項